

第5次 中期事業計画（平成30年度～平成32年度）

奈良県信用保証協会は、公的な保証機関として、県内中小企業・小規模事業者（以下中小企業者という）の事業性と将来性を適正に評価することにより、企業の信用を創造することに寄与します。また、金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、経営基盤の強化に寄与し、企業の振興と地域経済の活力ある発展に尽力し、地方創生に貢献します。

これを実現するために、企業のライフステージの様々な局面で必要とされる多様な資金需要により一層対応するとともに、各ステージに応じた支援の拡充強化に取り組み、トータルサポートのできる信用保証協会を目指します。

また、中小企業者の経営改善や事業再生を着実に進めていくべく、金融機関や関係機関との連携・協力を進めていくとともに、特に事業再生の局面においては、個々の企業の状況を勘案しつつ、きめ細かい対応を実施していきます。

以上を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの3カ年間ににおいて、業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として積極的に取り組みます。

（1）金融機関・関係機関との連携強化及び連携体制の構築

中小企業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、当該企業に対する金融機関の支援方針に着眼し、金融機関や関係機関との連携・協力を進めていきます。

また、連携を推進するにあたり、日常的に金融機関との対話を行い連携体制の構築を行います。

（2）金融機関紹介の取り組み

金融機関が、中小企業者に対して十分な資金供給が行えない場合に、他の金融機関を紹介する取り組みを実施し、関係機関に周知を図るとともに支援体制を構築します。

(3) 経営者保証に依らない保証の推進

事業に失敗した場合でも再チャレンジしやすく、思い切った設備投資や事業拡大ができる環境を整備するため、「経営者保証を不要とする取り扱い基準」に基づき、ライフステージ及び事業承継時毎に経営者保証を不要とする取り扱いを実施し、態勢を構築します。

(4) 小規模事業者への資金繰り支援の充実

事業継続のために迅速な資金調達を必要とする小規模事業者に対し、事業者の経営実態や特性を踏まえ、現下の財務状況や過去の保証条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を徹底します。

(5) 創業支援の充実

- ① 創業前の相談から開業後の成長支援まで、「死の谷」を超えて事業が継続できる一貫した支援態勢を構築します。
- ② 創業予定者から資金調達の相談を受けた際、開業予定地近隣等の金融機関を紹介し、その金融機関と連携しつつ開業が円滑に行える支援態勢を整備します。

(6) 経営改善・事業再生支援の促進

- ① 中小企業者の経営改善を促すには、金融機関と協調した支援が必要になるため、その効果が十分に発揮できるよう金融機関との連携体制を強化します。
- ② 返済緩和の条件変更先については、モニタリング等による状況把握、経営支援及び財務アドバイスを積極的に行うことにより、コンサルティング機能を十分に発揮するとともに、きめ細かなフォローによる経営の正常化を図ります。
- ③ 特に再生支援時において、「経営者保証に関するガイドライン」を活用した債務の整理を行うことによる再生事業者の正常化を図り、経営者の思い切った事業展開および早期の事業再生等を後押しします。

(7) 事業承継の円滑化支援

経営者の高齢化や後継者不足により、事業継続が困難な状況にある中小企業者に対し、実情に沿った事業承継に関する支援を実施します。また、事業承継の取り組みに対し、金融機関や関係機関等との連携・協力を進めていきます。

(8) 円滑な撤退の支援

業況の悪化や後継者不在の中小企業者に対しては、経営改善や事業再生、事業承継に向けた支援を行うも、なお先行きの見通しが立たず、経営者自らが廃業を望む場合には、円滑に廃業できる支援を講じます。

(9) 回収の効率化

- ① 代位弁済時の初動および回収見込みの見極めの早期化を徹底し、求償権債務者等の資産・負債の状況に応じた柔軟な措置を行います。
- ② 完済見込みのない定期弁済を継続している求償権保証人に対し、「一部弁済による連帯保証人債務免除ガイドライン」を活用し、回収の最大化を図ります。また、回収見込みのない求償権債務者については、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めて回収の効率化を行います。

(10) 求償権先の再生支援

代位弁済後も事業を継続しながら誠実に返済を履行している場合や、再チャレンジを目指す求償権債務者には、求償権消滅保証、または「経営者保証ガイドライン」を活用し、求償権の整理を行うことによる再チャレンジの支援を行います。

(11) コンプライアンスの徹底

コンプライアンス委員会において、遵守状況の把握、諸施策の評価およびコンプライアンスマニュアルの整備状況を監視するとともに、コンプライアンス違反の起こらない環境を堅持し、コンプライアンスの徹底を図ります。

(12) 内部検査の充実

内部検査においては、法令遵守態勢を中心に、リスク管理や事務効率化についても行い、提案型の検査態勢の確立を目指します。

(13) 危機管理態勢の確立

事業継続計画（BCP）に準拠した実施訓練を行い、常日頃より大規模災害やその他の緊急事態に備える態勢を確立します。

(14) 人材育成の推進

外部研修については、全国信用保証協会連合会が主催する研修を中心に受講し、内部研修はより実践的な項目を行い、OJTも含めて職員のレベルアップを図り、種々策定された支援に役立つ人材を育成します。

(15) 業務改善と効率化の推進

事務の効率化に着手し生産性の向上を図ります。

(16) 反社会的勢力排除の推進

公知情報を中心に、反社会的勢力情報の収集を継続し、データベースの充実を図る。また、関係機関と連携を図り、反社会的勢力の排除を行います。